

## 令和3年4月1日より小出力発電設備についても事故報告が義務化になります

### 1. 概要

電気事業法第106条の規定に基づく電気関係報告規則が改正されたことに伴い、令和3年4月1日より、電気事業法第38条第2項で定める小出力発電設備のうち、10kW以上50kW未満の太陽電池発電設備、20kW未満の風力発電設備について、事故報告の対象となります。

### 2. 報告事故対象

- ①感電（感電によって人が死亡もしくは入院した場合）
  - ②電気火災（風車ナセルや太陽光パネルなどの設備が原因で発生した火災）
  - ③他者への損害（太陽光パネルや架台、風車ブレードなどの破損により、他者へ損傷を与えた場合）
  - ④設備の破損（設備の破損により運転が停止する事故）
- その他、事故にあてはまるかどうかの詳細は、[よくある質問](#)からご確認ください。

### 3. 報告者

小出力発電設備の所有者又は占有者となります。

### 4. 報告期限

事故を覚知した（知った、気づいた）時から「24時間以内に事故の概要（速報）」について、「30日以内に事故の詳細（詳報）」について報告を行う必要があります。

### 5. 報告方法

- ・事故速報は電話、または所定の様式([word](#)/[PDF](#))を作成したうえでメールもしくはFAX、あるいは、[事故速報受付](#)で報告してください。
- ・事故詳報は、[詳報作成支援システム](#)を利用し、出力されるPDFとXMLファイル双方をメールで報告してください。利用が困難である場合は、所定の様式([word](#)/[PDF](#))に従い作成し報告してください。

### 6. 報告先

中部近畿産業保安監督部 電力安全課

〒460-8510 愛知県名古屋市中区三の丸2-5-2

TEL 052-951-2817 FAX 052-951-9802

メールアドレス ([chubu-denan-jikohoukoku@meti.go.jp](mailto:chubu-denan-jikohoukoku@meti.go.jp))

### 7. その他

本件に係る当部専用ページは[こちら](#)